

千代川大口堰における水産動物の採捕禁止に関する指示について

1 指示の目的

千代川大口堰においては、特にあゆをはじめとする魚類の遡上阻害等が発生しており、水産動物の保護を図る必要があるため。

2 状況・経過について

- ・ 平成 22 年 9 月に千代川漁業協同組合から、当該区域を県規則で禁止区域に設定するよう要望書が提出され、平成 23 年度から委員会指示による採捕の禁止を行っている。
- ・ 平成 22 年 6 月に県が実施した調査では、当該えん堰直下には、あゆを主とする魚類が多数滞留することが認められる。
- ・ 平成 24 年度、当該えん堤の上流部においてあゆの降下調査を実施し滞留していることを栽培漁業センターが確認。
- ・ 県規則による制限に向け水産庁と協議がなされたが、規則改正には至っていない。

3 現在の指示

鳥取県内水面漁場管理委員会告示第 3 号

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 120 条第 1 項及び第 171 条第 4 項の規定に基づき、水産動物の繁殖保護を図るため、その採捕について次のとおり指示する。

令和 5 年 5 月 9 日

鳥取県内水面漁場管理委員会会長 安 藤 重 敏

1 指示内容

鳥取市円通寺における円通寺橋上流端から上流 240 メートルの地点と上流 535 メートルの地点の間の千代川の区域では、水産動物を採捕してはならない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- （1）鳥取県漁業調整規則（令和 2 年鳥取県規則第 54 号）第 50 条第 1 項の規定により、鳥取県知事の許可を受けた場合
- （2）鳥取県内水面漁場管理委員会が特に理由を認め、採捕を承認した場合

2 指示期間

令和 5 年 6 月 1 日から令和 6 年 5 月 31 日まで

4 指示案

指示内容：現在の指示のとおりに

指示期間：令和 6 年 6 月 1 日から令和 7 年 5 月 31 日まで

5 今後の対応

- ・ 現在、千代川漁協と規制のあり方について調整中。

(参考)

■漁業法（抜粋）

(海区漁業調整委員会又は連合海区漁業調整委員会の指示)

第120条 海区漁業調整委員会又は連合海区漁業調整委員会は、水産動植物の繁殖保護を図り、漁業権（第六十条第一項に規定する漁業権をいう。以下同じ。）又は入漁権（同条第七項に規定する入漁権をいう。次条第一項において同じ。）の行使を適切にし、漁場の使用に関する紛争の防止又は解決を図り、その他漁業調整のために必要があると認めるときは、関係者に対し水産動植物の採捕に関する制限又は禁止、漁業者の数に関する制限、漁場の使用に関する制限その他必要な指示をすることができる。

(内水面漁場管理委員会)

第171条

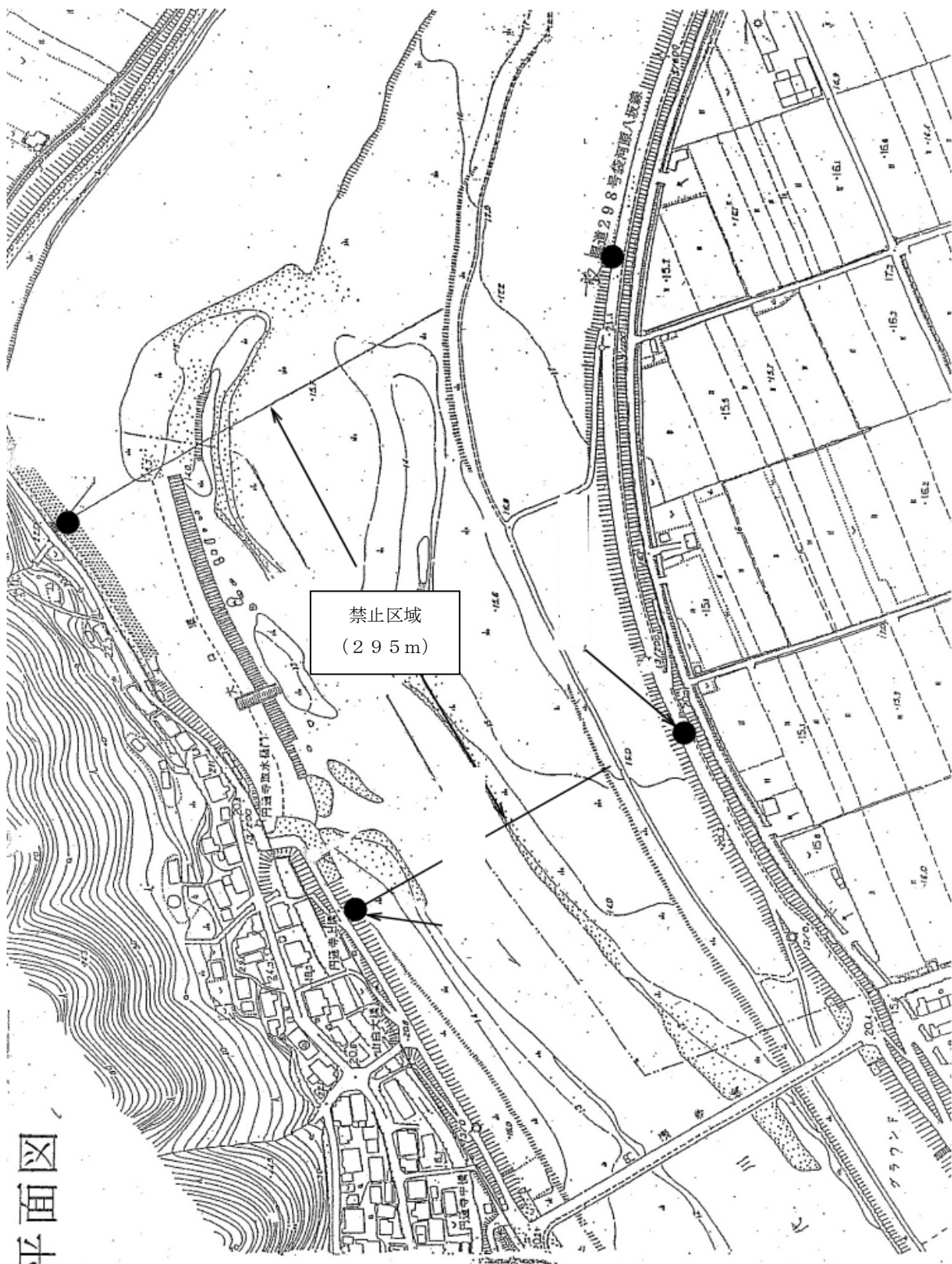
- 1 都道府県に内水面漁場管理委員会を置く。ただし、その区域内に存する内水面における水産動植物の採捕、養殖及び増殖の規模が著しく小さい都道府県（海区漁業調整委員会を置くものに限る。）で政令で定めるものにあつては、都道府県知事は、当該都道府県に内水面漁場管理委員会を置かないことができる。
- 2 内水面漁場管理委員会は、都道府県知事の監督に属する。
- 3 内水面漁場管理委員会は、当該都道府県の区域内に存する内水面における水産動植物の採捕、養殖及び増殖に関する事項を処理する。
- 4 この法律の規定による海区漁業調整委員会の権限は、内水面における漁業に関しては、内水面漁場管理委員会が行う。ただし、第一項ただし書の規定により内水面漁場管理委員会を置かない都道府県にあつては、当該都道府県の知事が指定する海区漁業調整委員会が行う。

○鳥取県漁業調整規則

(試験研究等の適用除外)

- 第50条 この規則のうち水産動植物の種類若しくは大きさ、水産動植物の採捕の期間若しくは区域又は使用する漁具若しくは漁法についての制限又は禁止に関する規定は、試験研究等（試験研究、教育実習又は増養殖用の種苗（種卵を含む。）の供給（自給を含む。）をいう。以下この条において同じ。）のための水産動植物の採捕について知事の許可を受けた者が行う当該試験研究等については、適用しない。
- 2 前項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。
 - (1) 申請者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
 - (2) 目的
 - (3) 適用除外の許可を必要とする事項
 - (4) 使用する船舶の名称、漁船登録番号、総トン数、推進機関の種類及び馬力数並びに所有者名
 - (5) 採捕しようとする水産動植物の名称及び数量（種苗の採捕の場合は、供給先及びその数量）
 - (6) 採捕の期間及び区域
 - (7) 使用する漁具及び漁法
 - (8) 採捕に従事する者の氏名及び住所
 - 3 知事は、第1項の許可をしたときは、次に掲げる事項を記載した許可証を交付する。
 - (1) 許可を受けた者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
 - (2) 適用除外の事項
 - (3) 採捕する水産動植物の種類及び数量
 - (4) 採捕の期間及び区域
 - (5) 使用する漁具及び漁法
 - (6) 採捕に従事する者の氏名及び住所
 - (7) 使用する船舶の名称、漁船登録番号、総トン数並びに推進機関の種類及び馬力数
 - (8) 許可の有効期間
 - (9) 条件
 - 4 知事は、第1項の許可をするに当たり、条件を付けることができる。
 - 5 第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る試験研究等の終了後遅滞なく、その結果を知事に報告しなければならない。
 - 6 第1項の許可を受けた者が許可証に記載された事項につき変更しようとする場合は、知事の許可を受けなければならない。
 - 7 第2項から第4項までの規定は、前項の場合に準用する。この場合において第3項中「交付する。」とあるのは「書き換えて交付する。」と読み替えるものとする。
 - 8 第26条及び第27条の規定は、第1項又は第6項の規定により許可を受けた者について準用する。

参考図（大口堰）



平面図